

## ワールウインド陸上クラブ 会員規約

### 1条 クラブ名称について

- 1) 当クラブの名称はワールウインド陸上クラブ(Whirl Wind Athletics Club)とする

### 2条 当クラブの目的

- 1) 当クラブは陸上競技を通じて会員に安全で正しいスポーツ活動を提供することを目的とする

### 3条 クラブの活動について

- 1) 当クラブは主に神奈川県内の陸上競技場で活動する
- 2) 当クラブは練習会の開催の他、日本陸上競技連盟、神奈川陸上競技協会、その他民間の陸上競技に関わる団体が主催する大会等にも参加する
- 3) 当クラブは大会の他、市や民間の団体が開催するイベント・行事にも参加する

### 4条 クラブ運営について

- 1) クラブの運営はユメオミライ株式会社が行い、代表は堀籠佳宏とする。
- 2) クラブ所在地は東京都稲城市矢野口 1707-1 エスケービル 101 とする。

### 5条 会員資格と区分について

- 1) 当クラブの会員資格は定めない。
- 2) 当クラブの会員区分は幼児クラス会員を満 5 歳児から小学校入学前、小学生クラス会員は小学校 1 年～6 年生、ジュニア陸上クラブ会員は中学 1 年～高校 3 年生とし、それ以上の学年はクラブチーム会員とする。

### 6条 会費について

- 1) 幼児クラス会員 5,000 円+税
- 2) 小学生クラス会員 週 1 回コース 6,000 円+税 全日コース 10,000 円+税  
小学生選手コース会員 +2,000 円+税
- 3) ジュニア陸上クラブ会員 6,000 円+税
- 4) クラブチーム会員 3,000 円+税
- 5) また、入会時に 3,000 円+税とスポーツ安全協会のスポーツ保険加入料(幼児・小学生・中学生…800 円, 高校生…1,850 円)を徴収する。その他、クラブ活動にて発生する費用(選手登録費・大会参加費・ユニフォーム代等)については会員が負担する
- 6) クラブに兄弟など同一の家庭の者が既に入会している場合の月会費は二人目以降すべて定額の 1,000 円割引とする。

#### 7条 会費の納入について

- 1) 月会費は原則として口座振替にて毎月 27 日に行う。
- 2) 現金・振込での入金希望の方は発行するご請求書の期日までに入金する。
- 3) 既に支払った月会費は、いかなる理由があっても返金しない。
- 4) 月会費は6ヶ月以上の滞納があり、クラブからの督促などに応じない場合は退会となる。また、その際の発生した遅延損害金等については元会員の負担となる。
- 5) 当クラブが必要と判断した場合、月会費は変更されることがある。

#### 8条 退会、休会

- 1) 退会や休会をする場合は、当月末までに申し出、所定の書式に記入後提出する。
- 2) 休会期間には月会費等費用の発生はしない。
- 3) 退会手続き後の復会の場合は再入会となり入会金が発生することがある。

#### 9条 欠席や休講・練習内容の変更について

- 1) 小学生週1回コース参加者の練習欠席の場合は、他のクラスに振替参加を可能とし、その際の連絡などは不要とする。練習参加時にコーチに申し出る。
- 2) 振替参加の期限等は設けない。また、振替の前借も可能とする。これも、練習参加時にコーチに申し出る。
- 3) クラブの事情や施設の改装などにより、練習の休講、または練習時間の変更を行うことがある。
- 4) 雨天時の練習休講の際は開講2時間前に判断する。雨天休講の場合の小学生週1回コース参加者の練習振替参加については1)と同様とする。

#### 10条 その他

- 1) 練習中はコーチ及び施設管理者の指示に従うこと。ほかの利用者の迷惑になる行為は慎むこと。
- 2) 許可を得ないで練習を撮影、録画、録音しない。
- 3) 住所や連絡先、参加コース変更など、届け出事項に変更がある場合は、所定の書式を用いて速やかにクラブ事務局までご連絡すること。
- 4) この規約は、会員の申し出があれば見直すことができる。

本規約は 2015 年 4 月 1 日より発効とする。

2016 年 4 月 1 日 改定

平成 27 年 4 月 1 日  
ワールウインド陸上クラブ 代表 田子政昌